

## 「マイナンバーカード利活用推進担当主幹」及び 「子育て・生活支援給付金担当課長」の配置について

令和3年（2021年）11月以降の本市の執行体制について、下記のとおり配置します。

### 記

#### 1 マイナンバー利活用推進担当主幹の配置

##### (1) 内容

マイナンバーカードの普及を促進し、消費喚起や生活の質の向上につなげるため、国の取組みとしてマイナポイント（1人最大2万円相当）の付与が導入される。この機会を捉え、本市としてマイナンバーの利活用を推進するため、デジタル推進室にマイナンバーカード利活用推進担当主幹を配置する。なお、マイナンバーカード利活用推進担当主幹は、デジタル推進担当主幹が兼務する。

##### (2) 配置期日

令和3年（2021年）11月29日（月）

#### 2 子育て・生活支援給付金担当課長の配置

##### (1) 内容

18歳以下の子育て世帯に対する給付金について、16歳から18歳の子育て世帯への現金給付及び子育てに係る商品やサービスに利用できるクーポン券を基本とした給付業務のほか、生活困窮者支援として住民税非課税世帯に対する給付金に関する業務にも対応する体制を整えるため、福祉部に子育て・生活支援給付金担当課長を配置し、合わせて子育て・生活支援給付金対策チーム（プロジェクトチーム）を設置する。

##### (2) 配置期日

令和3年（2021年）11月29日（月）

※プロジェクトチームは、調整ができ次第設置

---

<問い合わせ>

総合経営部経営計画課長 佐藤 電話042-620-7200